

市民会議報告

令和4年度第3回



【令和4年度副会長】

岡村 英郎 (54期) Hideo Okamura

坂井 愛 (60期) Ai Sakai

2023年3月14日、令和4年度第3回市民会議が開催されました。市民会議の委員8名にご出席(うち3名はウェブ出席)いただき、①災害に関する弁護士会の取組み、②高齢者・障がい者の弁護士へのアクセスをテーマに活発な議論が行われました。

1 災害に関する 弁護士会の取組みについて

【当会からの報告】

- 被災者が抱える法律問題は、住宅問題、二重ローン問題、相続問題、保険、罹災証明等多様である。都市部か否かで異なるし、同一地域でも時間の経過により変化する。
- 発災時の相談は、相談者に対する情報提供、それを通じた不安解消・混乱防止等だけでなく、自治体等への政策提言等にもつながる。被災者に、弁護士に相談しようと考えてもらうためにも、弁護士会の災害時の活動を知ってもらうことが重要である。
- 被災者が広域で多数いる場合、被災地の弁護士も被災者であるほか、相談内容も多様となり、全てに対応できないことがある。他の弁護士会や他士業等との連携が重要となる。
- 当会では、四会災害協定等を締結して大規模災害

に備えているほか、令和4年9月の静岡の豪雨災害時に弁護士を派遣して法律相談をサポートするなど近隣弁護士会とも連携している。23区内では大田区と協定を締結したほか、災害復興まちづくり支援機構にも参加している。

【委員の意見・感想】

- 発災直後の相談に対応するには、スピードと量が大事。被災地の弁護士会だけでは手に負えない部分もあるだろうから、地域を越えた協力というのはとても大事だと思う。
- 発災時からのフェーズを設定し、半年以内はこういった相談が多いだろうとか、あるいは、1年後、2年後にはこういった相談が多いといった傾向を見据えながら、対応を考えるのがよいと思う。
- 自治体と同様、弁護士会でも、被災地に実際に人を派遣し、被災地での業務を学び、それを持ち帰るといった取組みが重要だと思う。
- 連携協定を組めるところをできるだけ多くして、具体的内容を明確にしておくのがよい。更に、その地域の連携を、全国に水平展開されるような流れができるとういと思う。
- 自治体でも、民間企業との連携が拡大している。二弁がやっていることは本当に素晴らしく、心強いことだと思う。
- 災害時には、医師、看護師、ソーシャルワーカーも活躍しているが、弁護士会の活動と親和性があると感じた。
- インターネットやスマホを使えない高齢の方には災害情報が伝わりにくいので、役場や地域センターでのワンストップ相談の中に弁護士会も入るのが大事だろう。
- 自治体が既に持っている防災情報の中に、弁護士会の法律相談の情報を掲載してもらうのがよい。
- 弁護士会の活動を知ってもらうために、どんなトラブルや問題が生じるかという具体例、解決策のポイントを発信することも考えられる。
- 被災者は、相談時に、災害により起きた様々な出来事によって、感情がより揺さぶられて、相談の相手方にも強い怒りを向けてしまうことがある。相談にのる弁護士が、メンタルをどういうふうを保っていくかということも大事になる。

- 生活再建の場面では、法律というのは杓子定規に用いると足を引っ張るだけになることもある。生活再建に公金を投入することに慎重なため、阪神・淡路大震災後に成立した被災者生活再建支援法も議員立法だった。

2 高齢者・障がい者の弁護士へのアクセスについて

続いて、高齢者・障がい者(以下「高齢者等」)から弁護士に対するアクセスに関して、当会の取り組み等を報告し、委員の皆様から意見や感想を頂戴しました。

【当会からの報告】

まず、①高齢者等から不特定の弁護士に対するアクセスとして、「常設の法律相談」、「東京都立病院での相談」及び「盲ろう者のための相談」について報告しました。

「東京都立病院での相談」と「盲ろう者のための相談」の概要は以下のとおりです。

「東京都立病院での相談」

都立8病院で行う入院中の患者の権利擁護のための相談。患者の権利擁護の目的と一致する限りで、患者の家族、その関係者、医師やケースワーカーなどの病院職員の相談も可。令和5年度以降、対象病院拡大予定。

「盲ろう者のための相談」

盲ろう者本人とその家族等の支援者を対象。相談は通訳介助者の付き添いあり。手書き文字、音声、筆談、手話等、盲ろう者の見える範囲、聞こえる範囲等でコミュニケーションを取る。相談担当、盲ろう者の感覚等を疑似体験する機会。アイマスクやヘッドフォン等を装着し移動体験を行う等により、盲ろう者が感じる移動の困難性や不安等を自ら体験した上で法律相談を行う。

次に、②高齢者等から特定の弁護士に対するアクセスとして、ホームロイヤー制度を紹介しました。この制度に関しては、令和3年度第1回の市民会議でも取り上げたところですが(NIBEN Frontier 2022年1・2月合併号)、改めて、制度の内容を紹介し、当会運営のホームロイヤー制度が、研修を受けた弁護士を紹介し、定期的に当会が報告を受ける仕組みとなっており、安心して利用できる制度であることを紹介しました。

【委員の意見・感想】

高齢者等から弁護士に対するアクセスは、非常に社会的意義の深い活動であるため、是非、継続的に、より広い活動をしていただきたいという意見に加えて、以下の意見・感想を頂戴しました。

●東京都立病院での相談

定期的に弁護士が病院を訪れる仕組みは重要。入院患者からすると、話を聞いてくれる弁護士がいると思うだけでも心強いと思う。

●盲ろう者のための相談

①弁護士が、盲学校やろう学校に出張授業に行き、盲ろう者のための法律相談があることを学生に伝え、その学生から親に教える等して広がっていくと思う。

②相談には、盲ろうの弁護士も参加できると、盲ろう者の共感がより得られると思う。

●ホームロイヤー

①自治体と連携して無料相談会を開く等、裾野を広げる取組をしてもよいと思う。

②非常に重要な制度である一方で、毎月費用がかかることを考えると、多くは、管理が必要となる財産を有する人が対象になると思う。財産を守る意味では共通している、セキュリティー会社との連携等、需要があるところに情報が行き届く仕組みが必要である。

③弁護士会で研修を受けた弁護士を紹介し、定期的な報告を受けて適正さを担保していることを、もっとアピールしてはどうか。チラシに追記するのでは目立たない。スマートフォンを利用する高齢者も多いので、チラシに二次元コードをつけて、研修や報告の仕組みを二次元コードから確認できるようにしてはどうか。

④費用は、月額制のほかに、都度発生する方法との選択制も検討してもよいのではないかと。

3 まとめ

今回の2つのテーマとなった被災者と高齢者等、司法アクセスが困難な方に対し、弁護士会がどのようにアウトリーチできるかが課題となっています。字数の関係で紹介できなかったものも含め、委員の皆様から、それぞれのご経験に基づく貴重な意見を数多く頂戴することができました。担当委員会にフィードバックし、今後の活動につなげたいと思います。

